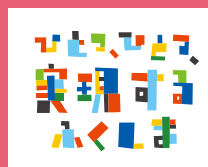


令和5年度から補助対象等*が変わります。*補助の対象:住宅の要件追加(耐震性など)、対象経費の拡充(省エネ診断、設備効率化)

福島県省エネルギー 住宅改修補助事業



省エネ診断

最大

2.2万円補助

省エネ改修(省エネ基準の場合)

最大

96.6万円補助

【地域区分2・3の地域(裏面参照)は最大115万円】

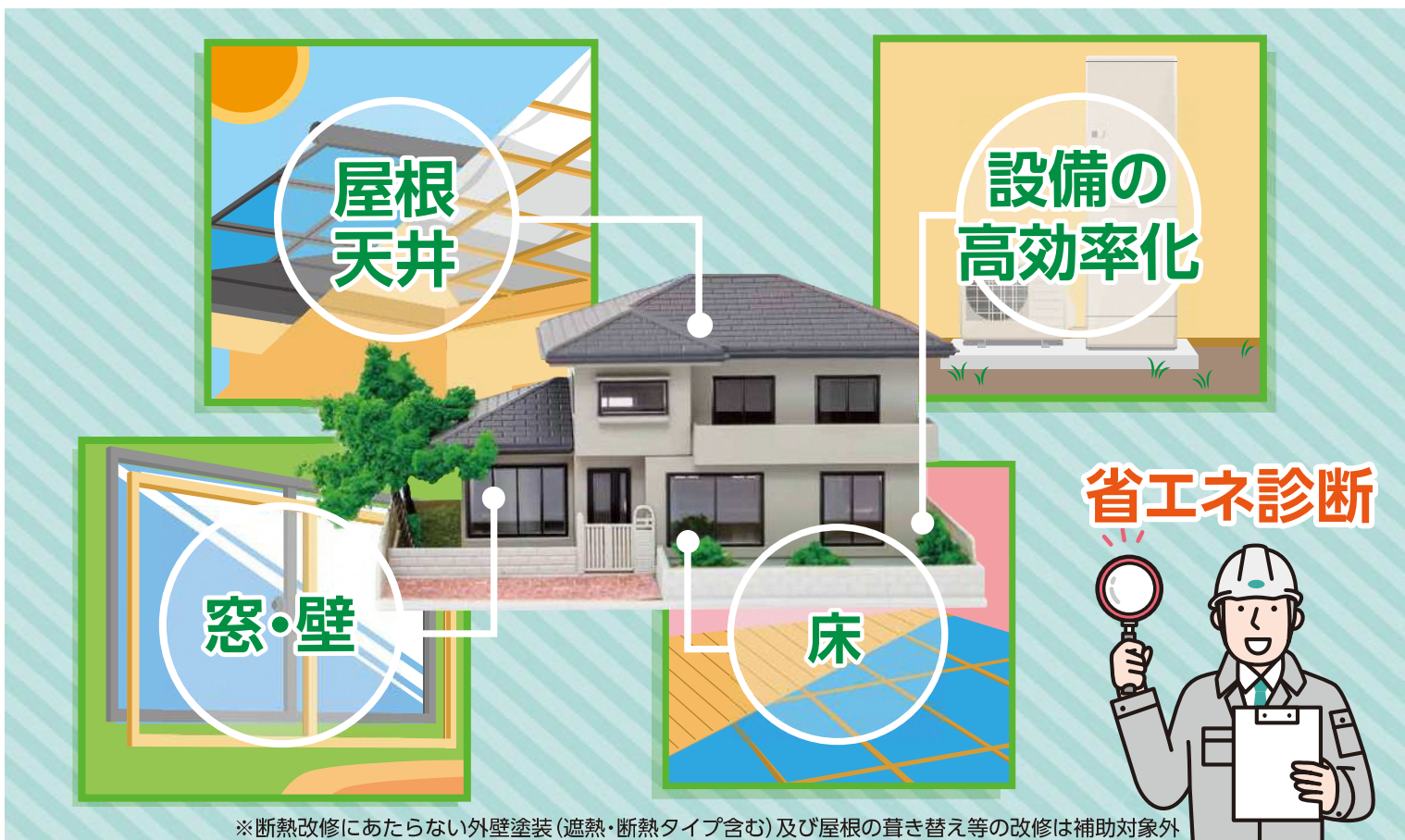
令和5年度 募集期間

第1回 7月24日～8月23日
第2回 9月11日～9月26日

応募者多数の場合は
抽選となります。

まずは、エントリーシートにて
お申し込みください。
応募が予定数に満たない場合は
随時募集(先着順)

※本事業はこどもエコすまい住宅支援事業など、他の支援制度と併用できない場合がありますので、詳しくは事前にご相談ください。



※断熱改修にあたらぬ外壁塗装(遮熱・断熱タイプ含む)及び屋根の葺き替え等の改修は補助対象外

問い合わせ先・申請窓口

■ 問い合わせ先・申請窓口 一般財団法人ふくしま建築住宅センター

県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4-25	TEL 024-573-0121
県中事務所	〒963-8851 郡山市開成五丁目10-5	TEL 024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18	TEL 0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年真二丁目1-17	TEL 0242-38-3611

■ 県の連絡先 福島県建築指導課民間建築担当 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7529

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezuutaku.html> [福島県 省エネ住宅 検索](#)

詳しくは裏面をご覧ください▶

令和5年度募集のご案内

募集戸数

第1回:170戸 第2回:30戸程度

補助の対象

(1)住宅の省エネ診断

(2)住宅の省エネ改修で次のいずれかに該当するもの

- ①**全体改修**:省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの(取得予定であるものを含む)
- ②**部分改修**:住宅の部分について別に定める改修を行うものであって、複数の開口部の改修を含むもの

※現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあっては、ZEH水準を満たすよう改修を行うものに限る。

※省エネ改修を行う住宅は下記に該当するものを除く

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断等により地震に対する安全性が確認されていないもの(省エネ改修の完了までに耐震改修を行うことにより地震に対する安全性が確保されるものを除く。)
- ・現にZEH水準を満たしているもの

※令和5年4月1日以降に契約するもので、交付決定の日以降かつ令和6年3月31日までに完了するもの。

補助対象経費

(1)既存住宅の省エネ診断に要する費用

- ①省エネ診断に係る費用
- ②省エネ診断に必要な調査のための費用
- ③BELSの評価・認証を受けるために必要な費用

(2)既存住宅の省エネ改修に要する費用で次のいずれかに該当するもの

- ①全体改修の場合にあっては、省エネ改修に係る費用(モデル工事費の定めのあるものについては、モデル工事費を上限額とする。)
- ②部分改修の場合にあっては、省エネ改修に係る費用のうち、下記補助金の交付額の表の対象経費に定める費用

補助対象者(次の全てに該当する方)

- ①自ら居住するために住宅の省エネ診断・改修を実施する所有者又は賃借者
- ②福島県暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当しない方
- ③県税の滞納がなく、国・地方公共団体から本事業と同様の補助金を受けていない方

補助金の交付額

事業種別		最大補助額 [地域2,3の場合]	対象経費	補助率	加算額	
省エネ診断		22,000円	診断に係る費用 診断に必要な調査費用 BELSの評価・認証に必要な費用	2/3	—	
省エネ改修	全体改修 (BELS等の 評価・認証 が必要)	省エネ基準	766,000円 [950,000円]	省エネ改修に要する費用 ・開口部及び躯体等の断熱化に係る費用*1 ・設備の高効率化に係る費用*2	23% 「省エネ改修に係る工事費」又は「モデル工事費の合計」いずれか低い額に対し。	200,000円 以下全ての室の外気に面する部分の断熱改修を行う場合。 ①居間、台所及び食堂 ②脱衣所 ③上記以外で改修する室
		ZEH水準	1,025,000円 [1,200,000円]			
	部分改修	省エネ基準	766,000円 [950,000円]			
		ZEH水準	1,025,000円 [1,200,000円]			

※1 窓ガラス交換、内窓設置・外窓交換、ドア交換、外壁、屋根・天井、床の断熱改修

※2 太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓、コージェネレーション設備、蓄電池、LED照明への改修・設置

【地域区分2の地域】檜枝岐村、南会津町(旧館岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。)

【地域区分3の地域】二本松市(旧東和町に限る。)、下郷村、只見町、南会津町(旧田島町に限る。)、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯舘村

申請方法

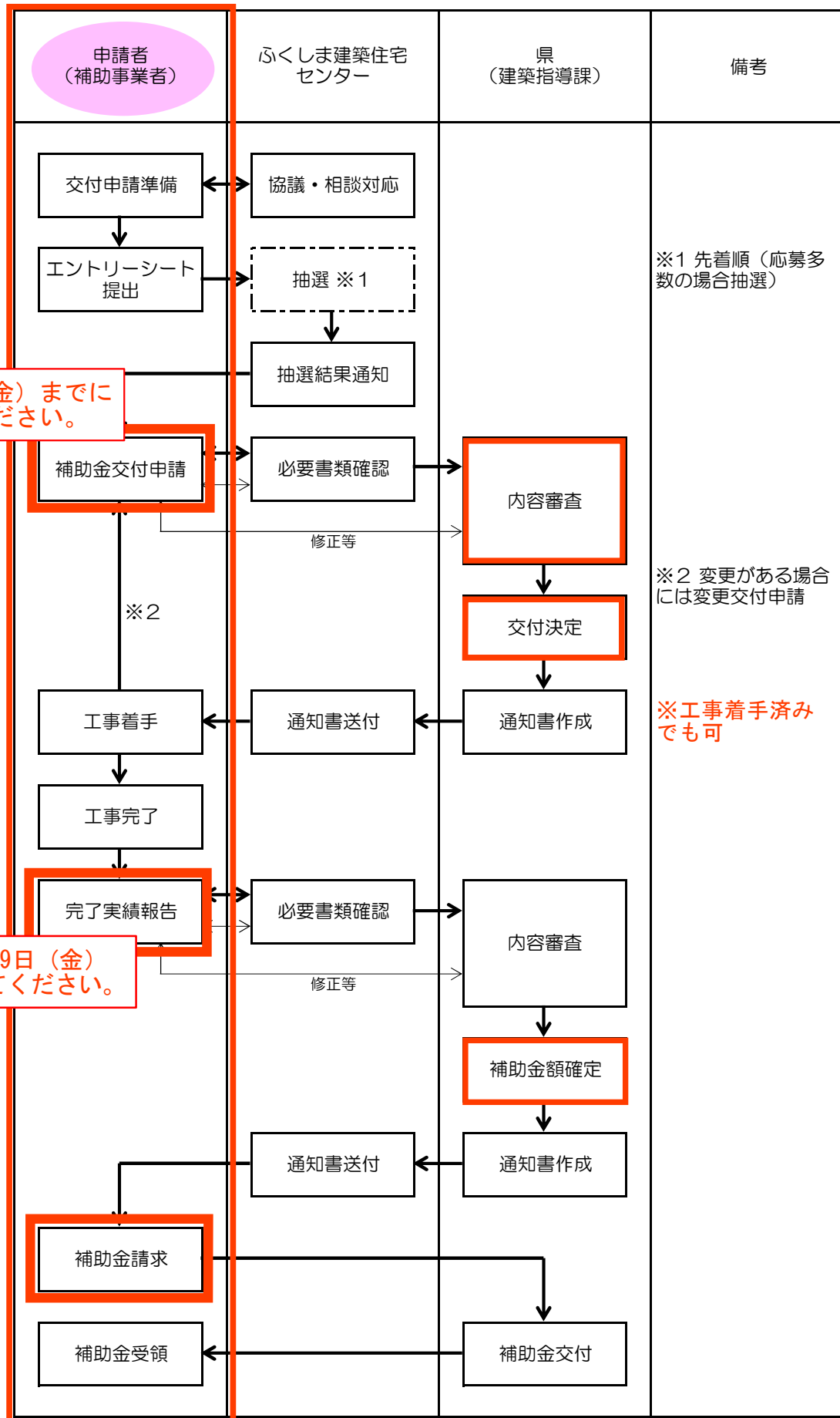
補助金申請をされる方は、まずエントリーシートにて募集期間中にお申込みください。応募者多数の場合は抽選となります。エントリーシートの様式は、(一財)ふくしま建築住宅センターホームページよりダウンロードしてください。エントリーシートは、最寄の(一財)ふくしま建築住宅センター(表面参照)へ郵送又は持参してください。エントリーシートの提出は1工事(1つの住宅)につき1枚のみとなります。抽選の結果当選された方は、所定の書類を添えて交付申請書を最寄の(一財)ふくしま建築住宅センターへ提出(持参)してください。※当選者は募集スケジュールに記載されている期限までに交付申請書を提出しない場合、当選の権利を失います。※断熱改修を検討されている方は、まずは工務店やリフォーム業者へご相談ください。詳細は、(一財)ふくしま建築住宅センターホームページをご覧ください。<http://www.fkc.or.jp/shouene/>

令和5年度（第2回）
福島県省エネルギー住宅改修補助事業
補助金交付申請等 手続き説明会

資 料

(1) 事業フロー	P 1
(2) 補助金交付要綱	P 2～
(3) 別表1-1～別表2	P 7～
(4) 別表3（提出書類一覧）	P11
(5) 申請書の記入例	P12～
(6) Q&A	P27～
(7) 債権者登録・委任状・函面例	P36～
(8) 参考（関連ホームページ）	P41～

「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」事業フロー



福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、住宅分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、既存住宅の断熱性能等をも高める改修を促進するため、県内に所在する住宅の省エネルギー(以下「省エネ」という。)性能を向上させる当該住宅の所有者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官会第2317号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

福島県内に存する戸建住宅で、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。

(2) 省エネ基準 ※断熱性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量等級4 を満たすもの

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(3) ZEH水準 ※断熱性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6 を満たすもの

強化外皮基準(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

(4) BELS

建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度をいう。

(5) 地域区分

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)別表第10に掲げる地域区分をいう。

(6) 仕様基準

省エネ基準にあつては、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第

266号)の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様を、ZEH水準にあっては、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

(7) JIS

産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付対象事業(以下「対象事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 住宅の省エネ診断

(2) 住宅の省エネ改修は次のいずれかに該当するもの

ア 省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの(取得予定であるものを含む。以下「全体改修」という。)

イ 住宅の部分について別表1-1に定める改修を行うものであって、複数の開口部の改修を含むもの(以下「部分改修」という。)

(3) 前号において現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあっては、ZEH水準を満たすよう改修を行うものに限る。

2 前項第2号の対象となる住宅は、以下の各号に該当するものであること。

(1) 地震に対する安全性が別表1-2に定めるいずれかの方法により確認できるもの

(2) 現にZEH水準を満たしていないもの

3 対象事業は、交付決定の日の属する年度の4月1日以降に契約するもので、交付決定の日以降かつ当該年度の3月31日までに完了するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住するために前条第1項各号の事業を実施する住宅の所有者又は賃借者(以下「補助対象者」という。)とする。

2 補助対象者は、福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当しない者とする。

3 補助対象者は県税の滞納がなく、国・地方公共団体から本事業と同様の補助金を受けていない者とする。

(補助対象事業費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象事業費」という。)は、第3

条第1項各号に掲げる事業のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 住宅の省エネ診断に要する費用

ア 省エネ診断に係る費用

イ 省エネ診断に必要となる調査のための費用

ウ 既存住宅についてBELSの評価・認証を受けるために必要な費用

(2) 住宅の省エネ改修に要する費用で次のいずれかに該当するもの

ア 全体改修の場合にあつては、省エネ改修に係る費用（ただし、別表1-1にモデル工事費の定めのあるものについては、モデル工事費を上限額とする。）

イ 部分改修の場合にあつては、省エネ改修に係る費用のうち別表1-1に定める費用

2 同一の住宅に行う補助は、前項各号につき1回を限度とする。

(補助金の交付額)

第6条 県は、予算の範囲内において、前条第1項各号に掲げる経費に対して次の各号に定める金額を上限として補助することができる。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 前条第1項第1号 別表2中区分(1)の(あ)欄又は(い)欄に掲げる額のいずれか低い額。(補助対象経費の23% 又は 上限額)

(2) 前条第1項第2号 別表2中区分(2)の(あ)欄又は(い)欄に掲げる額のいずれか低い額に(う)欄に掲げる額を加算した額。

2 前項第2号において、設備の効率化に係る工事における補助金の交付額については、開口部や躯体等の断熱化に係る工事における補助金の交付額以下とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、第1号様式に別表3に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金の交付を決定したときは、第2号様式により補助事業者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、第3号様式を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、事業内容の変更が6ヶ月未満の事業完了予定日の延長（交付決定の日の属する年度内に限る。）の場合は、不要とする。

3 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、第4号様式を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取下げることができる。

2 前項の取下げを行うときは、第8条による補助金交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日までに、第5号様式を知事に提出するものとする。

(完了実績の報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、第6号様式に別表3に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の報告は、事業の完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うこととする。

3 補助事業者は、交付申請を行った日の属する年度内に事業が完了しない場合又は実施が困難となった場合は、第7号様式を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第8条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の確定通知は、確定した額が第8条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

(補助金の請求)

第13条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の支払いを受けようとするときは、第9号様式により知事に補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 知事は、前項の取消しを決定したときは、第10号様式により補助事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者（この条において、補助事業後に住宅を取得した者を含む。）は、補助金の交付を受けて効用が増加した財産（取得価格又は増加価格が50万円以上のものに限る。）については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に知事の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し取り壊し又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が交付された補助金額を返納した場合はこの限りではない。

(会計帳簿等の整備等)

第16条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第17条 この要綱により知事に提出する書類は、1部とする。

(その他)

第18条 補助金の交付等に関しては、この要綱によるほか、次に掲げるところにより行うこととし、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- (4) 補助事業等における残存物件の取扱について（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- (5) 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱について（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

別表1-1

1 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

部位	工事内容	対象となる改修工事		モデル工事費		仕様・備考	
		工事種別	工事規模	省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準
窓	ガラス交換	1.4㎡以上		7.2万円/枚	9.6万円/枚	国土交通省所管の「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている建材（省エネレベル）のうち、当該住宅の存する市町村の省エネ基準地域区分に適合している建材であること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。	「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている建材（ZEHレベル）のうち、当該住宅の存する市町村の省エネ基準地域区分に適合している建材であること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
		0.8㎡以上1.4㎡未満		4.8万円/枚	7.2万円/枚		
		0.1㎡以上0.8㎡未満		2.4万円/枚	2.4万円/枚		
	内窓設置・外窓交換	2.8㎡以上		18.4万円/箇所	24.8万円/箇所		
		1.6㎡以上2.8㎡未満		14.4万円/箇所	19.2万円/箇所		
		0.2㎡以上1.6㎡未満		12.0万円/箇所	16.0万円/箇所		
ドア	ドア交換	開戸：1.8㎡以上		27.2万円/箇所	36.0万円/箇所		
		引戸：3.0㎡以上					
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満		24.0万円/箇所	32.0万円/箇所		
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満					

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

部位	工事内容	断熱材の区分	モデル工事費		仕様・備考	
			省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準
外壁	A~C	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A~C区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052~0.035 D~F区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034以下	14.9万円/㎡	20.1万円/㎡	「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている建材（省エネレベル）であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。	「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている建材（ZEHレベル）であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
	D~F		22.4万円/㎡	30.2万円/㎡		
屋根・天井	A~C		5.3万円/㎡	7.2万円/㎡		
	D~F		9.1万円/㎡	12.3万円/㎡		
床	A~C		18.4万円/㎡	24.5万円/㎡		
	D~F		27.6万円/㎡	36.8万円/㎡		

※単位「m3」にご注意ください。

7

2 設備の効率化に係る工事

設備種別	適用		モデル工事費 (省エネ基準・ZEH水準共通)	仕様・備考
	省エネ基準	ZEH水準		
太陽熱利用システム	○	○	45.2万円/戸	「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 強制循環式のもので、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）
高断熱浴槽	○	○※1	41.6万円/戸	「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯機				「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	○	○※2	26.3万円/戸	JIS C 9220 に基づく年間給湯保温効率（ただし、当該給湯機がふろ熱回収機能を有する場合は、ふろ熱回収なしの値）、又は年間給湯効率が 3.0 以上であること。
潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)	○	○※2		給湯部熱効率が94% 以上であること。
潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	○	○※2		連続給湯効率が94% 以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	○	○		熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 %以上であること。
節湯水栓	○	○※3	5.7万円/台	「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 ※ZEH水準にあつては、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓に限る。
コージェネレーション設備	○	○	-	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。 (燃料電池発電ユニットの後付けも可) ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS 基準（ JIS B8122 ）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（ LHV 基準）で80 %以上であること。
蓄電池	○	○	-	定置型リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和3年度以降に登録・公表されている蓄電システムであること。
LED照明	○	○	-	工事を伴うものに限る。

※1 「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）と3つセットの場合に限る。（既設も可）
 ※2 節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。（既設も可）
 ※3 浴室シャワー水栓で、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。（既設も可）

別表1-2

地震に対する安全性の確認方法

事業の種類	ZEH水準への改修を行う場合（木造に限る）	左記以外
部分改修	以下の①～③のいずれかにより地震に対する安全性が確認できること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断 ^{※1} ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの	以下の①～③のいずれかにより地震に対する安全性が確認できること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断 ^{※1} ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの
全体改修	以下の①～③のいずれかにより地震に対する安全性が確認できること ①構造計算 ②壁量等基準（案） ^{※2} ③耐震等級3 ^{※3}	以下の①～③のいずれかにより地震に対する安全性が確認できること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断 ^{※1} ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの

※1 平成18年国土交通省告示184号別添（大臣が同等と認めた方法を含む）

※2 木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要（柱の小径に関する基準は除く）

※3 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示1346号）

区分		(あ)	(い)	(う)
(1) 住宅の省エネ診断		住宅の省エネ診断に要する費用の2/3	22,000円/戸	-
(2) 住宅の省エネ改修に関する事業	全体改修の場合	当該住宅が行う省エネ改修工事に係る費用に、100分の23を乗じて得た額の合計とする。ただし、その内訳において別表1においてモデル工事費を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を計上するものとする。	改修後の住宅が省エネ基準に相当する場合においては766,000円/戸(地域区分2又は3の地域は950,000円/戸) ZEH水準に相当する場合には1,025,000円/戸(地域区分2又は3の地域は1,200,000円)	次に掲げる全ての室・部位(外気に面する部分に限る。)の断熱改修を行う場合、1戸当たり最大200,000円を補助額に加算する。(あ)又は(い)のいずれか低い額を上限とする。 ①居間、台所及び食堂 ア 全ての窓 イ 天井、壁又は床のいずれか1つ以上 ウ 無断熱の天井 ②脱衣所 ア 全ての窓 イ 無断熱の天井 ③上記以外の室を改修する場合 ア 全ての窓 イ 無断熱の天井
	部分改修の場合	当該住宅が行う別表1に掲げる改修工事に対して、同別表で定めるモデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を合計した額に、100分の23を乗じて得た額とする。	改修後の住宅の部分が省エネ基準に相当する場合においては766,000円/戸(地域区分2又は3の地域は950,000円/戸) ZEH水準に相当する場合には1,025,000円/戸(地域区分2又は3の地域は1,200,000円)	

別表3

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 提出書類一覧

区分	提出書類		No.	名称	様式	備考		
	省エネ 診断	省エネ 改修						
交付申請 (第7条関係)	様式	○	○	1	補助金交付申請書	第1号様式	いずれか	
			○	2	補助金交付申請書(改修概要)加算あり	第1-1号様式		
			○	3	補助金交付申請書(改修概要)加算なし	第1-2号様式		
		○		4	省エネ診断補助対象事業費 内訳書	第1-3号様式	いずれか	
			○	5	省エネ改修補助対象事業費 内訳書(省エネ基準用)	第1-4号様式		
			○	6	省エネ改修補助対象事業費 内訳書(ZEH水準用)	第1-5号様式		
	添付書類		○	○	1	建築確認済証又は建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類		建築確認済証の写し、台帳記載事項証明等
			○	○	2	位置図(住宅の配置が分かる住宅地図等)		
			○	○	3	改修室、改修部位、補助対象建材・設備等を表示した関係図面(平面図、立面図、断面図等)		
			○		4	見積書の写し等の省エネ診断に要する経費が確認できる書類の写し		補助対象事業費とそれ以外が分かるもの
			○	○	5	省エネ改修工事に係る見積書(省エネ改修に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳、仕様等が確認できるもの)の写し		補助対象事業費とそれ以外が分かるもの
			○	○	6	費用等明細		
			○	○	7	(全体改修の場合)BELS評価書等(交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式)		
			○	○	8	住宅の所有者が分かる書類		登記事項証明等
			○	○	9	現況写真等(省エネ診断の場合は全景写真、省エネ改修の場合は全景写真及び改修する部位の写真)		
				○	10	別表1-2に定める方法により地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類(耐震改修補助事業交付決定通知書等)		
	○	○	11	委任状				
	○	○	12	納税証明書		県税に未納(課税)がないこと(原本)		
	○	○	13	債権者登録(変更)申請書				
	○	○	14	振込口座の口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる預金通帳の写し				
	○	○	15	他の補助金等申請書の写し				
	○	○	16	その他、必要に応じて知事が指定する書類		※該当ある場合		
交付変更 申請 (第9条関係)	様式	○	○	1	補助金変更交付申請書	第3号様式		
			○	2	補助金交付申請書(改修概要)加算あり	第1-1号様式	いずれか	
			○	3	補助金交付申請書(改修概要)加算なし	第1-2号様式		
		○		4	省エネ診断補助対象事業費 内訳書	第1-3号様式	いずれか	
			○	5	省エネ改修補助対象事業費 内訳書(省エネ基準用)	第1-4号様式		
			○	6	省エネ改修補助対象事業費 内訳書(ZEH水準用)	第1-5号様式		
添付書類	○	○	1	第7条で求める添付書類のうち、交付決定(又は直近の交付変更決定)時から変更となる事項を示すもの				
	○	○	2	その他、必要に応じて知事が指定する書類				
中止・廃止 (第9条関係)	様式	○	○	1	中止(廃止)承認申請書	第4号様式		
取下 (第10条関係)	添付書類	○	○	1	必要に応じて知事が指定する書類			
	様式	○	○	1	取下申請書	第5号様式		
完了実績 (第11条関係)	様式	○	○	1	完了実績報告書	第6号様式		
			○	2	補助金交付申請書(改修概要)加算あり	第1-1号様式	いずれか	
			○	3	補助金交付申請書(改修概要)加算なし	第1-2号様式		
		○		4	省エネ診断補助対象事業費 内訳書	第1-3号様式	いずれか	
			○	5	省エネ改修補助対象事業費 内訳書(省エネ基準用)	第1-4号様式		
			○	6	省エネ改修補助対象事業費 内訳書(ZEH水準用)	第1-5号様式		
	添付書類	○	○	1	契約書写			
		○	○	2	領収書写			
		○	△	3	(BELSの評価・認証を受けるために必要な費用を補助対象経費とした場合)BELS評価書の写し		※ZEH水準で交付申請時に未提出の場合	
		○	○	4	工事施工中の写真			
		○	○	5	工事完了後の写真(仕様が分かる写真(製品型番番号など)を添付			
	○	○	6	施工チェックリスト				
	○	○	7	出荷証明書				
	○	○	8	その他、必要に応じて知事が指定する書類				
請求 (第13条関係)	様式	○	○	1	補助金請求書	第9号様式		
	添付書類	○	○	1	必要に応じて知事が指定する書類			

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 補助金交付申請書

※黄色のセルに入力してください。

令和 5 年 月 日

福島県知事 様

記入例

申請者
住所 〒 福島市
氏名
電話番号
メールアドレス

令和 年度において、下記のとおり福島県省エネルギー住宅改修補助事業を実施したいので、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 概要

※改修を行う住宅の概要をご記入ください。

Table with 2 columns: 住宅 (Residence) and 概要 (Summary). Rows include 所在地 (Location), 建築時期 (Construction period), 地域区分 (Area classification), 工事着手予定日 (Start date), and 工事完了予定日 (Completion date).

※完了予定日は、原則として申請年度内の日付を記入してください。

2 工事施工者

※施工会社様についてご記入ください。

Table with 2 columns: 事業社名 (Company name) and 担当者名 (Responsible person). Rows include 事業社名, 事業所在地 (Business location), and 電話番号 (Phone number).

3 補助申請内容(該当する項目の口にチェック☑して確認してください。)

※申請を行う内容にチェックしてください。

※補助を受けるには各補助要件を満たすことが必要です。

Table with 2 columns: 補助金の種類 (Type of subsidy) and 省エネ改修の内容 (Energy-saving renovation content). Rows include 補助金の種類, 省エネ改修の内容, 補助対象経費 (Subsidy eligible costs), and 補助対象外経費 (Non-subsidy eligible costs).

※他の補助制度を利用する場合はご記入ください。

4 申請者による確認(必ず申請者自ら次の項目を確認の上、下記項目口にチェック☑してください。)

- 本申請書の記載内容に虚偽はありません。
事業を実施する住宅は、県内に所在する戸建住宅です。
地震に対する安全性が補助要綱別表1-2に定めるいずれかの方法により確認できて
事業を実施する住宅は、現にZEH水準を満たしていません。
無断熱から省エネ基準・ZEH水準、又は省エネ基準からZEH水準への改修を行います。
住宅の所有者又は賃借者です。
福島県暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当する者ではありません。
県税の滞納はありません。
これまで国・地方自治体から本事業と同様の補助金を受けたことはありません。
自ら居住するために行う断熱改修工事等であり、建築基準法等の関係法令に適合しています。
本事業の省エネ診断及び省エネ改修の補助を受けるのはいずれも1回目です。
設備の効率化に係る補助額は開口部や躯体等の断熱化に係る補助額以下となっています。
補助要綱別表3に定める提出書類及び添付書類に不足がないことを確認しました。

※原則、すべてにチェックが入ります。

※黄色のセルに入力してください。

居間、台所、食堂及び脱衣所の全ての室を改修する場合(20万円を補助額に加算)

以下全ての項目について該当する必要があります。ただし、別表1-1の基準を満たしている場合は、断熱改修不要です。

(1) 以下項目の□にチェック☑してください。

- ①居間、台所及び食堂
 - ア 窓全てに内窓設置、窓交換又はガラス交換による断熱改修を行う。
 - イ 天井、壁又は床のいずれか1つ以上を断熱改修する。
 - ウ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行う。
- ②脱衣所
 - エ 窓全てに内窓設置、窓交換又はガラス交換による断熱改修を行う。
 - オ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行う。
- ③上記以外の室(居間及び非居室をいう)を改修する場合
 - カ 窓全てに内窓設置、窓交換又はガラス交換による断熱改修を行う。
 - キ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行う。
- ④その他
 - ク 建築基準法等の関係法令に適合する。

記入例
【全体改修】の場合

※改修しない場合には、別表1-1の基準に適合していることを証明できる資料の提出が必要です。

※上記以外の室を改修しない場合はチェック不要です。

※原則、必ずチェックが入ります。

6 改修概要

(2) 該当する項目の□にチェック☑してください。

階数	室名	施工箇所		施工箇所数	仕様・型番	規格
1階	居間	<input checked="" type="checkbox"/> 窓	<input checked="" type="checkbox"/> 内窓設置	2 箇所		
			<input type="checkbox"/> 窓交換	箇所		
			<input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所		
		<input type="checkbox"/> 天井(屋根)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 壁		2 面			
	<input type="checkbox"/> 床(基礎)					
	<input type="checkbox"/> その他					
1階	台所	<input checked="" type="checkbox"/> 窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置	箇所		
			<input checked="" type="checkbox"/> 窓交換	1 箇所		
			<input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所		
		<input type="checkbox"/> 天井(屋根)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 壁		1 面			
	<input type="checkbox"/> 床(基礎)					
	<input type="checkbox"/> その他					
1階	食堂	<input checked="" type="checkbox"/> 窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置	箇所		
			<input checked="" type="checkbox"/> 窓交換	箇所		
			<input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所		
		<input type="checkbox"/> 天井(屋根)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 壁		2 面			
	<input type="checkbox"/> 床(基礎)					
	<input type="checkbox"/> その他					
1階	脱衣所	<input checked="" type="checkbox"/> 窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置	箇所		
			<input type="checkbox"/> 窓交換	箇所		
			<input checked="" type="checkbox"/> ガラス交換	箇所		
		<input type="checkbox"/> 天井(屋根)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 壁		1 面			
	<input type="checkbox"/> 床(基礎)					
	<input type="checkbox"/> その他					
2階	寝室	<input checked="" type="checkbox"/> 窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置	箇所		
			<input checked="" type="checkbox"/> 窓交換	1 箇所		
			<input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所		
		<input checked="" type="checkbox"/> 天井(屋根)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 壁		3 面			
	<input type="checkbox"/> 床(基礎)					
	<input type="checkbox"/> その他					

※改修する階数、室名、施工箇所、施工箇所数、仕様・型番(子どもエコすまい支援事業等に登録されている製品型番)、規格をそれぞれご記入ください。

【仕様の記入例】
窓: 樹脂製建具Low-Eガラス(ガス封入)
型番 ●●●●
断熱材: 住宅用グラスウール●●●K相当
型番 ●●●●

【規格の記入例】
窓: 中空層厚さ●●●mm
断熱材: 厚さ●●●mm

※上記以外の室を改修する場合にご記入ください。

7 補助金額

補助対象経費					単位(円)
補助上限額					
補助金額					
(参考)暖房負荷削減量(MJ/年)	53.8 MJ	×	150 m ²	=	8,068

※第1-4号様式または第1-5号様式で算出した金額をご記入ください

↑自動計算されます。手書きの方は空欄で構いません。

8 断熱改修概要

階数	室名	施工箇所			施工箇所数	仕様	規格	
		<input type="checkbox"/>	窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置	箇所			
				<input type="checkbox"/> 窓交換	箇所			
				<input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所			
		<input type="checkbox"/>	天井(屋根)	/				
		<input type="checkbox"/>	壁		面			
<input type="checkbox"/>	床(基礎)							
<input type="checkbox"/>	その他	箇所						
		<input type="checkbox"/>	窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置	箇所			
				<input type="checkbox"/> 窓交換	箇所			
				<input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所			
		<input type="checkbox"/>	天井(屋根)	/				
		<input type="checkbox"/>	壁		面			
<input type="checkbox"/>	床(基礎)							
<input type="checkbox"/>	その他	箇所						
		<input type="checkbox"/>	窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置	箇所			
				<input type="checkbox"/> 窓交換	箇所			
				<input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所			
		<input type="checkbox"/>	天井(屋根)	/				
		<input type="checkbox"/>	壁		面			
<input type="checkbox"/>	床(基礎)							
<input type="checkbox"/>	その他	箇所						
		<input type="checkbox"/>	※1枚目で不足する場合は、こちらのシートに追加してください。					
			<input type="checkbox"/>	天井				
			<input type="checkbox"/>	壁				
			<input type="checkbox"/>	床(基礎)				
			<input type="checkbox"/>	その他	箇所			
		<input type="checkbox"/>	窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置	箇所			
				<input type="checkbox"/> 窓交換	箇所			
				<input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所			
		<input type="checkbox"/>	天井(屋根)	/				
		<input type="checkbox"/>	壁		面			
<input type="checkbox"/>	床(基礎)							
<input type="checkbox"/>	その他	箇所						
		<input type="checkbox"/>	窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置	箇所			
				<input type="checkbox"/> 窓交換	箇所			
				<input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所			
		<input type="checkbox"/>	天井(屋根)	/				
		<input type="checkbox"/>	壁		面			
<input type="checkbox"/>	床(基礎)							
<input type="checkbox"/>	その他	箇所						
		<input type="checkbox"/>	窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置	箇所			
				<input type="checkbox"/> 窓交換	箇所			
				<input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所			
		<input type="checkbox"/>	天井(屋根)	/				
		<input type="checkbox"/>	壁		面			
<input type="checkbox"/>	床(基礎)							
<input type="checkbox"/>	その他	箇所						
		<input type="checkbox"/>	窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置	箇所			
				<input type="checkbox"/> 窓交換	箇所			
				<input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所			
		<input type="checkbox"/>	天井(屋根)	/				
		<input type="checkbox"/>	壁		面			
<input type="checkbox"/>	床(基礎)							
<input type="checkbox"/>	その他	箇所						

第1-2号様式
5 補助要件

※黄色のセルに入力してください。

居間、台所、食堂及び脱衣所の全ての室を改修しない場合(加算なし)
以下の項目について該当する必要があります。

記入例

【部分改修】の場合

(1) 以下項目の口にチェック☑してください。

建築基準法等の関係法令に適合する。

※原則、必ずチェックが入ります。

6 改修概要

(2) 該当する項目の口にチェック☑してください。

階数	室名	施工箇所	施工箇所数	仕様・型番	規格	
1階	居間	<input checked="" type="checkbox"/> 窓	<input checked="" type="checkbox"/> 内窓設置 <input type="checkbox"/> 窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換	2 箇所 箇所 箇所		
		<input type="checkbox"/> 天井(屋根)				
		<input type="checkbox"/> 壁				
		<input type="checkbox"/> 床(基礎)				
		<input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置 <input type="checkbox"/> 窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所 箇所 箇所		
		<input type="checkbox"/> 天井(屋根)				
		<input type="checkbox"/> 壁				
		<input type="checkbox"/> 床(基礎)				
		<input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置 <input type="checkbox"/> 窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所 箇所 箇所		
		<input type="checkbox"/> 天井(屋根)				
		<input type="checkbox"/> 壁				
		<input type="checkbox"/> 床(基礎)				
		<input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置 <input type="checkbox"/> 窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所 箇所 箇所		
		<input type="checkbox"/> 天井(屋根)				
		<input type="checkbox"/> 壁				
		<input type="checkbox"/> 床(基礎)				
		<input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 窓	<input type="checkbox"/> 内窓設置 <input type="checkbox"/> 窓交換 <input type="checkbox"/> ガラス交換	箇所 箇所 箇所		
		<input type="checkbox"/> 天井(屋根)				
		<input type="checkbox"/> 壁				
		<input type="checkbox"/> 床(基礎)				
		<input type="checkbox"/> その他				

※改修する階数、室名、施工箇所、施工箇所数、仕様・型番(こどもエコすまい支援事業等に登録されている製品型番)、規格をそれぞれご記入ください。

【仕様の記入例】

窓: 樹脂製建具Low-Eガラス(ガス封入)
型番●●●●
断熱材: 住宅用グラスウール●●●K相当
型番●●●●

など。

【規格の記入例】

窓: 中空層厚さ●●●mm
断熱材: 厚さ●●●mm

など。

7 補助金額

補助対象経費		単位(円)
補助上限額		
補助金額		
(参考)暖房負荷削減量(MJ/年)	7.8 MJ	× 150 m ² = 1,170

※第1-4号様式または第1-5号様式で算出した金額をご記入ください

↑自動計算されます。手書きの方は空欄で構いません。

記入例

項目	費用	
診断に係る費用①	20,000	円
調査に係る費用②	20,000	円
BELSの評価・認証に係る費用③	50,000	円
合計(①+②+③)	90,000	円
補助金交付申請額(上限22,000円) (①+②+③)×2/3 (1,000円未満は切り捨て)	22,000	円

※自動で計算されます。(上限は22,000円です)

※それぞれの費用をご記入ください。(見積書等、経費が確認できる書類の写しを添付願います)

記入例

(省エネ基準の場合)

第1-4号様式

※黄色のセルに入力してください。

※単位注意「m³」

省エネ改修(省エネ基準)補助対象事業費 内訳書

補助対象工事			モデル工事費		数量	モデル工事による工事費	実際の工事費	
A. 断熱性能に関する改修工事	既存開口部の断熱改修	窓	ガラス交換	大	72,000円/枚			
				中	48,000円/枚			
				小	24,000円/枚			
		内窓設置・外窓交換	大	184,000円/箇所	3	箇所	552,000円	900,000円
			中	144,000円/箇所	3	箇所	432,000円	255,000円
			小	120,000円/箇所	2	箇所	240,000円	150,000円
	ドア	ドア交換	大	272,000円/箇所	1	箇所	272,000円	350,000円
			小	240,000円/箇所				
	既存外壁、屋根・天井、床の断熱	外壁	A-C	149,000円/m ³	2.5	m ³	372,500円	300,000円
			D-F	224,000円/m ³				
		屋根・天井	A-C	53,000円/m ³	3.2	m ³	169,600円	100,000円
			D-F	91,000円/m ³				
		床	A-C	184,000円/m ³	3.2	m ³	588,800円	100,000円
D-F			276,000円/m ³					
Aの合計額						2,626,900円	2,155,000円	
B. 設備改修工事等	設備の高効率化工事	太陽熱利用システム	452,000円/戸	1	戸	452,000円	2,000,000円	
		高断熱浴槽	416,000円/戸	1	戸	416,000円	1,200,000円	
		高効率給湯機	263,000円/戸	1	戸	263,000円	550,000円	
		節湯水栓	57,000円/台					
		コージェネレーション設備	-	-				
		蓄電池	-	-			複数の見積による	
		LED照明	-	-				
Bの合計額						3,750,000円	3,750,000円	
補助金交付額の小計(①)		Aにかかる「モデル工事費」又は「実際の工事費」の合計のうち、いずれか低い額 × 補助率(23%)					495,650円	
補助金交付額の小計(②)		Bにかかる「モデル工事費」又は「実際の工事費」の合計のうち、いずれか低い額 × 補助率(23%)					862,500円	
補助金交付額の合計(③)		①+②(②が①より大きい場合は、①×2) (上限額766,000円(寒冷地の場合950,000円))					766,000円	
加算額(④)		居間、台所、食堂及び脱衣所の全ての室を改修する場合 最大200,000円					200,000円	
補助申請額(⑤)		③+④					966,000円	
【注意事項】実際の工事費欄には材料費・施工費・諸経費相当額・消費税相当額を含む金額を記入してください。 ③～⑤：千円未満切り捨て ④は③の額と同額以下となること								

※加算額がある場合、記入してください。

※補助申請額は自動で算出されます。

※上記の「Aの合計額」+「Bの合計額」を様式1、様式1-1又は様式1-2の「補助対象経費」欄にご記入ください。

様式1-4号 (1-5号) に記入する数量・実際の工事費算定の参考例

※様式は任意で
作成していただいて結構です。

●● 様邸 改修工事 見積書

項目	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1 窓改修工事						
1階居間						
内窓設置(腰窓)	W1.65×H1.1 3-A16-LowE3	2	か所	52,000	104,000	1.82㎡/か所
同上 取り合い補修		2	か所	12,500	25,000	
1階台所						
窓交換(腰窓)	W1.65×H1.1 4-A16-LowE3	1	か所	52,000	52,000	1.82㎡/か所
既存窓撤去		1	か所	17,333	17,333	
取り合い補修		1	か所	12,500	12,500	
1階洋室						
カーテン取り付け		1	か所	50,000	50,000	
(省略)				(省略)		
2 断熱改修工事						
天井 2階洋室	高性能グラスウール14kg ア155	20.7	㎡	1,950	40,365	3.2m3
同上 天井材撤去		20.7	㎡	244.2	5,055	
同上 天井材復旧	石膏ボード ア9.5 ビニルクロス貼り	20.7	㎡	1,800	37,260	
(省略)				(省略)		
直接工事費 計					5,500,000	
諸経費		1	式		825,000	
小計					6,325,000	
消費税		10	%	6,325,000	632,500	
合計					6,957,500	

④これを様式1-4号 (1-5号) に記入する

内窓設置・ 外窓交換	中サイズ (1.6~2.8㎡)	(数量) 3	(金額) 210,833	(実際の工事費) 255,000
---------------	--------------------	---------------	---------------------	-------------------------

①モデル工事費の区分ごとに
数量・金額を算出する

対象外の工事費は含めない

③区分ごとの金額に
経費・税割合を割り増しする

(m3に変換)

(数量)	3.2	(金額)	82,680	(実際の工事費)	100,000
------	------------	------	---------------	----------	----------------

①モデル工事費の区分ごとに
数量・金額を算出する

(経費+税)

1,457,500

②合計に対する
経費・税の割合を算出

(経費・税割合)

20.9%

記入例

(ZEH水準の場合)

第1-5号様式

※黄色のセルに入力してください。

※単位注意「m³」

省エネ改修(ZEH水準)補助対象事業費 内訳書

補助対象工事			モデル工事費		数量	モデル工事による工事費	実際の工事費
A. 断熱性能に関する改修工事	既存開口部の断熱改修	窓	ガラス交換	大	96,000円/枚		
				中	72,000円/枚		
				小	24,000円/枚		
		内窓設置・外窓交換	大	248,000円/箇所	4	992,000円	1,200,000円
			中	192,000円/箇所	3	576,000円	255,000円
			小	160,000円/箇所	3	480,000円	200,000円
	ドア	ドア交換	大	360,000円/箇所	1	360,000円	350,000円
			小	320,000円/箇所			
	既存外壁、屋根・天井、床の断熱	外壁	A-C	201,000円/m ³	2.5	502,500円	300,000円
			D-F	302,000円/m ³			
		屋根・天井	A-C	72,000円/m ³	3.2	230,400円	100,000円
			D-F	123,000円/m ³			
		床	A-C	245,000円/m ³	3.2	784,000円	100,000円
			D-F	368,000円/m ³			
Aの合計額						3,924,900円	2,505,000円
B. 設備改修工事等	設備の高効率化工事	太陽熱利用システム	452,000円/戸	1	452,000円	2,000,000円	
		高断熱浴槽	416,000円/戸	1	416,000円	1,200,000円	
		高効率給湯機	263,000円/戸	1	263,000円	550,000円	
		節湯水栓	57,000円/台				
		コージェネレーション設備	-				
		蓄電池	-			複数の見積による	
		LED照明	-				
		Bの合計額					
補助金交付額の小計(①)		Aにかかる「モデル工事費」又は「実際の工事費」の合計のうち、いずれか低い額 × 補助率(23%)				576,150円	
補助金交付額の小計(②)		Bにかかる「モデル工事費」又は「実際の工事費」の合計のうち、いずれか低い額 × 補助率(23%)				862,500円	
補助金交付額の合計(③)		①+②(②が①より大きい場合は、①×2) (上限額1,025,000円(寒冷地の場合1,200,000円))				1,025,000円	
加算額(④)		居間、台所、食堂及び脱衣所の全ての室を改修する場合 最大200,000円				200,000円	
補助申請額(⑤)		③+④				1,225,000円	
【注意事項】実際の工事費欄には材料費・施工費・諸経費相当額・消費税相当額を含む金額を記入してください。 ③～⑤：千円未満切り捨て ④は③の額と同額以下となること							

※加算額がある場合、記入してください。

※補助申請額は自動で算出されます。

※上記の「Aの合計額」+「Bの合計額」を様式1、様式1-1又は様式1-2の「補助対象経費」欄にご記入ください。

※補助金額や工期などを変更する場合は
申請してください。
(ただし、令和5年度内で6か月未満の
工期延長の場合は申請不要です)

令和5年●月●日

福島県知事 様

氏名 ●● ●●

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 補助金変更交付申請書

令和 5年 ●月 ●日付け第 ●●● 号で交付決定のあった標記事業補助金等について、下記のとおり変更したいので、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 申請金額 ●, ●●●, ●●●円 ← ※変更額をご記入ください(変更する場合)

既交付決定額 ■, ■■■, ■■■円 ← ※交付決定額をご記入ください。

差引額 ▲▲, ▲▲▲円

2 工事完了予定日

令和 5年 ●月 ●日 (変更前)

令和 5年 ■月 ■日 (変更後) ← ※変更後の完了日をご記入ください。(変更する場合)

3 その他変更事項

4 変更理由

(例) 資材の納入が遅れ、工期内に工事が完了しないため。

(注) 申請書の内容及び添付書類は、全て交付申請書の内容及び添付書類等を準用する。

令和5年●月●日

福島県知事 様

氏名 ●● ●●

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 中止（廃止）承認申請書

下記により、令和5年度の標記事業を中止（廃止）したいので、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号

令和5年●月●日 第 ●●● 号 ← ※交付決定通知書に記載されている日付、番号をご記入ください。

- 2 中止（廃止）の理由

（例）改修工事を取りやめたため。

- 3 中止（廃止）の内容

（例）居間、台所、食堂の内窓設置

令和5年●月●日

福島県知事 様

氏名 ●● ●●

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 取下申請書

下記により、令和5年度の標記事業を取り下げたいので、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

令和5年●月●日 第●●●号 ← ※交付決定通知書に記載されている
日付、番号をご記入ください。

2 取下の理由

(例) 改修工事を取りやめたため。

3 取下の内容

(例) 居間、台所、食堂の内窓設置

令和5年●月●日

福島県知事 様

氏名 ●● ●●

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 完了実績報告書

令和5年度において、下記のとおり標記事業を実施したので、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

記

1 補助金交付決定額 ●, ●●●, ●●●●円 ← ※交付決定額をご記入ください。

2 工事完了日 令和5年●月●日 ← ※改修工事が終了し、費用の清算や関係資料の整理まで完了した日をご記入ください。

(添付書類) (提出前に該当する項目の□にチェック☑して確認してください)

☑①契約書・領収書の写し

☑②工事写真(工事中・工事後)

☑③使用資材の出荷証明書の写し(出荷された資材が分かる資料)

☑④施工チェックリスト

☑⑤出荷証明書

□⑥前各項目に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 ←(該当ある場合)

※①~⑤は、原則すべてチェックの上、必要書類を添付してください。

※施工会社様にご記入をお願いします。

施工チェックリスト

1 共通項目（項目にチェック☑してください。）

適合	項目
<input type="checkbox"/>	施工中・施工後の写真を撮影した
<input type="checkbox"/>	使用資材が別表1の基準に適合しているとわかるように写真を撮影した
<input type="checkbox"/>	断熱改修を行った開口部について、1箇所ごとに写真を撮影した

2 天井を改修する場合（項目にチェック☑してください。天井を改修しない場合はチェック不要です。）

適合	項目
<input type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した
<input type="checkbox"/>	天井面の断熱材は、防湿フィルムを室内側に施工した ※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く ただし、施工不要理由が分かる資料(カタログ等)を添付すること
<input type="checkbox"/>	天井は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した

3 壁・床(基礎)を改修する場合(項目にチェック☑してください。壁・床(基礎)を改修しない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した
<input type="checkbox"/>	防湿フィルムの耳部分は、柱や間柱の見付け面に留めた ※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く ただし、施工不要理由が分かる資料(カタログ等)を添付すること
<input type="checkbox"/>	外壁と床(基礎)の取り合い部、間仕切り壁と床の取り合い部に気流止めを施工した
<input type="checkbox"/>	壁・床(基礎)の施工は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した

4 設備の効率化工事をする場合(項目にチェック☑してください。設備の効率化工事をしない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input type="checkbox"/>	機器の仕様 zu 適合するよう適切に施工した
<input type="checkbox"/>	不可視部分をふさぐ前に施工状況がわかるように写真を撮影した

上記内容について施工内容等と相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

会社名

担当者名

第7号様式

※令和5年度内に事業が完了しない場合
(清算や書類整備も含む)には、申請が
必要です。
(事前に変更交付申請が必要となります)

令和5年●月●日

福島県知事 様

氏名 ●● ●●

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 年度終了実績報告書

令和 5年 ●月 ●日付け第 ●●● 号で交付決定のあった標記事業について本年度内に完了しないので、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 ●, ●●●, ●●● 円

2 事業完了予定日

令和 5年 ●月 ●日 (変更前)

令和 6年 ■月 ■日 (変更後)

3 繰越理由

(例) 資材の納入が遅れ、工期内に工事が完了しないため。

令和5年●月●日

福島県知事 様

氏名 ●● ●●

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 補助金請求書

令和 5年 ●月 ●日付け第 ●●● 号で交付決定のあった
標記事業補助金について、下記により交付して下さるよう請求します。

記

- | | |
|---------|---------------|
| 1 交付決定額 | ●, ●●●, ●●● 円 |
| 2 確定金額 | ●, ●●●, ●●● 円 |
| 3 今回請求額 | ●, ●●●, ●●● 円 |
| 4 残 額 | 0 円 |

← ※補助金額確定通知書
に記載の金額をご記
入ください。
(変更申請をした場合
には変更後の金額)

「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」に係るQ&A

福島県建築指導課

令和5年9月4日

< 目 次 >

1. 補助対象住宅に関すること
2. 補助対象工事等に関すること
3. 補助金交付申請に関すること
4. 事業内容の変更に関すること
5. その他

このQ&Aは必要に応じ、更新します。

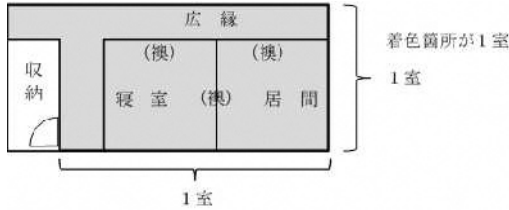
1. 補助対象住宅に関すること

No.	質問	回答	備考
1	アパートやマンションは対象となるか。	対象となりません。	2023/7/10
2	住宅兼店舗（事務所）は対象となるか。	住宅の用に供する部分の床面積が全体の延べ面積の2分の1以上の場合、住宅部分のみ対象となります。	2023/7/10
3	鉄骨造や鉄筋コンクリート造の戸建住宅は対象となるか。	対象となります。	2023/7/10
4	新築は対象となるか。	対象となりません。	2023/7/10
5	増築は対象となるか。	増築する部分は対象となりません。 減築により外気に接する部分となった場合も対象外。	2023/7/10
6	住宅の築年数に制限はあるか。	ありません。ただし、地震に対する安全性が要綱別表1-2に定めるいずれかの方法により確認できる必要があります。 耐震診断については、「木造住宅等耐震化支援事業」の併用も可能ですので、各市町村の受付窓口へご相談ください。	2023/7/10
7	昭和56年5月31日以前に着工したかどうかはどのように確認すればよいか。	建築確認済証や完了検査済証により確認することができます。	2023/7/10
8	過去に断熱改修を行った箇所も対象となるか。	県や国の補助金を活用して断熱改修を行った場合は、原則として、対象となりません。	2023/7/10
9	親が子ども世帯に貸している住宅は対象となるか。	賃借人（子ども世帯）が断熱改修等を行う場合は対象となります。	2023/7/10
10	長屋は対象となるか。 （二世帯住宅で、内部で行き来ができないような場合）	対象となりません。	2023/7/31
11	住宅が耐震性を有することについて基準はあるか。	原則として、住宅全体（増改築している場合、当該部分を含む）の上部構造評点が1.0以上であることが必要です。また、それを証明できる書類の提出が必要となります。	2023/9/4
12	現在、親（住宅の所有者）が住んでいる家の省エネ改修を子が申請者となって実施し、改修後に同居する場合は対象となるか。	住宅に居住する所有者が申請する場合は対象となります。 所有者変更手続などで、やむを得ず、住宅の所有者以外が申請者となる場合は、「住宅の所有者との関係がわかる書類（戸籍謄本や住民票等）」及び「改修後に申請者が所有者となることの確約書（任意様式）」を提出していただく必要があります。	2023/9/4

2. 補助対象工事等に関すること

No.	質問	回答	備考
1	省エネ診断の交付決定を受け、診断の結果、省エネ性能を満たすことが判明した場合、これに要した経費は補助対象となるか。	対象となります。	2023/7/10
2	省エネ設計のみを実施する場合は対象となるか。	省エネ設計は対象となりません。	2023/7/10
3	窓のみを断熱改修する場合は対象となるか。	複数の開口部について、要綱別表 1-1 に定める仕様基準を満たすよう改修する場合は対象となります。	2023/7/10
4	設備のみの改修は対象となるか。 例) 給湯器（エコキュート等）のみの設置等	対象となりません。複数の開口部の改修と併せて行う必要があります。なお、「設備の効率化に係る補助額」は「開口部及び躯体等の断熱化に係る補助額」と同額以下です。また、ZEH水準への改修補助は複数の設備設置が必要となる場合があります。詳しくは、要綱別表 1-1 2 設備の効率化に係る工事 下欄をご確認ください。	2023/7/10
5	DIY（自ら行うリフォーム）は対象となるか。	工事請負契約を伴わないものは対象となりません。	2023/7/10
6	契約書を作成しなかった場合は対象となるか。	原則として、対象となりません。請負契約を「注文書・注文請書」で締結した場合、契約日は注文請書の日付で確認します。	2023/7/10
7	冷暖房設備の更新は対象となるか。	対象となりません。	2023/7/10
8	太陽光発電設備の設置は対象となるか。	対象となりません。	2023/7/10
9	断熱改修を伴わない屋根の葺替えは対象となるか。	対象となりません。	2023/7/10
10	屋根や外壁等への遮熱性塗料の塗布は対象となるか。	対象となりません。	2023/7/10
11	既存住宅の一部解体工事は対象となるか。	断熱改修に伴う部分的な解体は対象となります。	2023/7/10
12	新たに開口部を設置する場合は対象となるか。	対象となりません。開口部は熱損失が大きく、壁に比べて断熱性が低下するためです。	2023/7/10
13	窓やガラス、ドアの面積は改修前と改修後、どちらを基準に算定するか。	補助対象事業費の算出については改修後の面積を基準とします。	2023/7/10
14	2つ以上連続する窓を改修する場合、複数の開口の改修とみなせるか。	連続する窓で柱又は壁で分断されている場合、それぞれ独立した開口部とみなしません。	2023/7/10
15	住宅の所有者等が住宅設備を購入し、その取付を工事業者に依頼する工事は対象となるか。	いわゆる施主支給や材工分離工事は対象となりません。	2023/7/10
16	住宅設備をリースして設置する場合は対象となるか。	対象となりません。	2023/7/10
17	既にある設備を入れ替える場合は対象となるか。	改修後の設備が要綱別表 1-1 の仕様を満たしている場合は対象となります。ただし、改修前の設備が要綱別表 1-1 の仕様を満たしている場合は対象となりません。	2023/7/10
18	居間、台所及び食堂の改修方法が異なる場合は加算の対象となるか。 （例）居間：内窓設置、壁改修 台所：内窓設置、床改修 食堂：窓交換、天井改修	要綱別表 2（う）に定める指定する部位すべての改修を行う場合に加算の対象となります。ただし、他に改修を行う室がある場合はその室についても指定する部位すべての改修を行う必要があります。	2023/7/10
19	「外気に面する部分」に該当する天井・床とはどのような箇所か。	直接外気に面する部分です。 例) 【天井】屋根又はバルコニーの直下等の天井 【床】1階の断熱化されていない床 2階以上で下階が無く、外気に面している床の部分	2023/7/10 2023/9/4
20	二世帯住宅で居間が複数ある場合、補助金額の加算を受けるには全ての居間を改修する必要があるか。	少なくとも1室は改修する必要があります。	2023/7/10
21	部屋が吹き抜けの場合、どこまでを1室と考えるか。	吹き抜けのように空間が一体又は連続する場合は、その全ての室を1室とみなします。	2023/7/10

2. 補助対象工事等に関すること

No.	質問	回答	備考
22	襖や障子で区切られている場合、どこまでを1室と考えるか。	襖や障子で連続する全ての室を1室とみなします。 	2023/7/10
23	居間、台所及び食堂が一体となった室（いわゆるLDK）は、1室とみなしてよいか。	問題ありません。	2023/7/10
24	国土交通省所管の「こどもエコすまい支援事業」に登録されている建材はどのように調べればよいか。	以下のHPより検索できます。 「こどもエコすまい支援事業」 https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/manufacture/search/	2023/7/10
25	部分改修の場合、1室全ての開口部を改修する必要があるか。	1室全ての開口部を改修する必要はありませんが、対象の住宅のうち、複数の開口部について改修する必要があります。	2023/7/10
26	要綱別表2（う）に「天井、壁又は床のいずれか1つ以上を断熱改修すること」とあるが、天井が既に断熱されており、壁及び床が無断熱の場合、壁又は床を断熱改修する必要があるか。	天井、壁又は床のいずれかが要綱別表1-1の基準を満たしている場合は、断熱改修する必要はありません。ただし、申請時に既存部材の仕様及び別表1-1の基準を満たしていることがわかる資料を添付してください。 なお、天井、壁及び床の全てが断熱されていても、別表1-1の基準を満たしていない場合は、別表1-1の仕様に適合するよう必要な断熱改修を行ってください。	2023/7/10
27	モデル工事費は材工共の金額か。	材料費、施工費、諸経費相当額、消費税相当額を含みます。 なお、様式1-4、1-5の「実際の工事費」欄は、見積書からその金額がわかるよう記載してください。（対象経費算出表など任意の資料を添付していただいても構いません。）	2023/7/31
28	「省エネ診断」はどこに依頼すればよいか。	省エネ基準等を踏まえた客観的な診断ができる者（建築士等）であれば、特に指定はありません。なお、省エネ診断の結果を書類として報告できる必要があります。	2023/9/4
29	廊下の窓の断熱改修は補助対象となるか。	対象となります。	2023/9/4
30	省エネ改修の補助額の加算を受けるにあたり、廊下の窓の断熱改修を行う場合は、廊下の全ての窓を断熱改修する必要があるか。（要綱別表2（う）③に該当するか。）	廊下は加算室に該当しないため、全ての窓を断熱改修する必要はありません。（別表2（う）③には該当しません。） ただし、連続する室を1室とみなす場合を除きます。（No.21,22参照）	2023/9/4
31	部分改修において、省エネ基準で改修を行う箇所とZEH水準で改修を行う箇所が混在している場合の補助額上限額はどうか。	改修する部分について、ZEH水準を満たさない部分が一箇所でもある場合は、省エネ基準の補助額が上限となります。	2023/9/4
32	省エネ改修に合わせて、間取りを変更しても良いか。	問題ありません。ただし、間取り変更に係る費用は補助対象となりません。	2023/9/4

3. 補助金交付申請に関すること

No.	質問	回答	備考															
1	申請書等の提出先はどこか。	<p>一般財団法人ふくしま建築住宅センターの最寄りの受付窓口へ郵送又は持参してください。なお、申請書等は住宅の所有者が提出する必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務所名</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北事務所</td> <td>〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター1階</td> <td>024-573-0121</td> </tr> <tr> <td>県中事務所</td> <td>〒963-8852 郡山市開成5丁目10-5</td> <td>024-995-5022</td> </tr> <tr> <td>いわき事務所</td> <td>〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階</td> <td>0246-35-1050</td> </tr> <tr> <td>会津事務所</td> <td>〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1番17号</td> <td>0242-38-3611</td> </tr> </tbody> </table>	事務所名	住所	連絡先	県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター1階	024-573-0121	県中事務所	〒963-8852 郡山市開成5丁目10-5	024-995-5022	いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050	会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1番17号	0242-38-3611	2023/7/10
事務所名	住所	連絡先																
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター1階	024-573-0121																
県中事務所	〒963-8852 郡山市開成5丁目10-5	024-995-5022																
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050																
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1番17号	0242-38-3611																
2	補助金の交付決定前に工事に着手しても良いか。	<p>交付決定の日の属する年度の4月1日以降に契約している場合は交付決定前に着手していても補助の対象となります。ただし、交付決定の日以降かつ当該年度の3月31日までに完了することが必要です。 ※交付申請について、審査の結果（補助要件等を満たさず）、補助金が交付されない、又は減額される場合がありますのでご注意ください。</p>	2023/7/10															
3	建築確認申請後でなければ、補助金の交付申請はできないか。	建築確認申請前でも補助金の交付申請は可能です。	2023/7/10															
4	1戸の住宅について、複数の業者に分けて契約し、行う改修をまとめて申請することは可能か。	複数の契約で行う工事をまとめて申請することは可能ですが、改修により要綱別表1-1に定める仕様を満たすことが確認できる必要があります。	2023/7/10															
5	二世帯住宅で親世帯と子ども世帯が半々で住宅を所有する場合、申請はどちらがするのか。	どちらでも構いません。ただし、申請者、所有名義人、契約者、債権者登録、口座名義人は同一としてください。	2023/7/10															
6	共有名義人となっている住宅は、申請書に名義人全員を記載するのか。	1人で構いません。ただし、申請者、所有名義人、契約者、債権者登録、口座名義人は同一としてください。	2023/7/10															
7	要綱第4条の「本事業と同様の補助金」とは具体的に何か。	国や市町村が実施する断熱改修や設備設置等の住宅省エネ化に対する補助金のことです。	2023/7/10															
8	納税証明書の添付は申請者の分のみでよいか。	申請者の分のみで構いません。	2023/7/10															
9	納税証明書はどこで発行されたものを添付すれば良いか。	個人県民税についてはお住まいの市町村、その他の県税については各地方振興局県税部が発行した納税証明書をそれぞれ添付してください。	2023/7/10 2023/7/31															
10	交付申請書第1号様式に記入する「延べ面積」は、断熱改修工事を行う室の面積か、又は住宅全体の面積か。	住宅全体の延べ面積を記入してください。	2023/7/10															
11	部分改修の場合の補助額はどのように算定されるか。	「モデル工事費の合計×補助率」「実際の工事費×補助率」「補助上限額」のいずれか低い額が補助額となります。部分改修の場合の補助額は、第1-4、1-5号様式で算出されるとおります。	2023/8/29															

4. 事業内容の変更に関すること

No.	質問	回答	備考
1	年度をまたぐ改修工事を行うことは可能か。	原則として年度内の完了が必要となります。	2023/7/10
2	交付決定後、工事の遅延等により年度内に工事が完了できない場合は補助を受けられなくなるのか。	変更交付申請により処理できる場合がありますので、速やかに受付窓口にご相談ください。	2023/7/10

5. その他

No.	質問	回答	備考
1	本事業以外の補助制度との併用について、具体的に教えてください。	併用については事業HPに掲載している下記の資料をご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県補助事業の併用関係一覧表 ・ 国事業との併用関係一覧表 	2023/7/10
2	BELSとは。	建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度です。BELSの認証を受けるためには、BELS評価機関に対して申請を行う必要があります。BELS申請から評価書交付の流れや評価機関の検索については、住宅性能評価・表示協会HPをご確認ください。 https://www.hyokakyoukai.or.jp/	2023/7/10
3	自社保有の住宅を自社でリフォームして販売するが、補助対象となるか。	対象となりません。	2023/7/10
4	契約書には印紙が必要か。	印紙税法の規定に基づく印紙が必要です。注文書・請書の場合は、請書に印紙が必要です。なお、「印紙税申告納付につき税務署承認済」との記載がある場合は、印紙が不要です。	2023/7/10
5	工事業者は事前に登録手続きが必要か。	登録の手続きはありません。	2023/7/10
6	工事業者の所在地に制限はあるか。	特にありません。	2023/7/10
7	本事業の募集枠の確認は可能か。	一般財団法人ふくしま建築住宅センターのホームページで残りの募集枠を公表します。	2023/7/10
8	住宅の一部を断熱改修するが、同じ住宅の別の箇所についても補助を受けることは可能か。	交付決定を受けた事業の完了前であれば、変更交付申請により追加することは可能です。ただし、1戸あたりの補助上限金額があること、年度の予算に限りがあることにご留意ください。	2023/7/10
9	補助対象以外の工事と一緒に施工することは可能か。	可能です。なお、本事業の対象となる経費が内訳書等で確認できる必要があります。	2023/7/10
10	既存窓が省エネ基準又はZEH水準以上であることを証明するには、どうすれば良いか。	現況写真と併せて既存窓のカタログの写し等、基準を満たしていることが分かる資料を提出してください。	2023/7/10 2023/9/4
11	改修工事の着手予定が翌年度の場合は応募できるか。	応募できません。	2023/7/10
12	本事業による補助を受けて断熱改修を実施後、申請者（所有者又は賃借人）以外の者を居住させることは可能か。	補助金額の確定の通知日から起算して10年間は、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、賃貸等を行うことができません。ただし、補助金の交付を受けた方が補助金を返納した場合はこの限りではありません。	2023/7/10
13	補助対象以外の工事を含むリフォームの場合、補助対象の工事分のみについて契約書・請求書等は作り直す必要はあるか。	補助対象以外の工事を合わせて実施する場合でも、契約書・請求書等を分けて作成する必要はありません。書類が複数に分かれる場合は、そのすべてを提出してください。ただし、補助対象分の内容が不明確な場合は追加資料の提出を求める場合があります。	2023/9/4

福島県建築指導課所管補助事業の併用関係一覧

R5.4.1 福島県建築指導課

- 各事業の併用に係る関係性は下表のとおり。
- 対象住宅一棟に対し、県費補助が重複しない（一部事業を除く）ことを原則とする。

【凡例】 ○：併用可、 ×：併用不可、 -：対象外

内容	事業名	木造住宅等耐震化支援事業			「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業			省エネルギー住宅改修補助事業	多世代同居・近居推進事業	ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業	来てふくしま住宅取得支援事業（市町村+県補助）
		耐震診断	耐震化工事（改修・建替）	ブロック塀耐震化	改修	除却（建替）	状況調査				
木造住宅等耐震化支援事業	耐震診断		○	○	○	○	×	○	○	○	○
	耐震化工事（改修・建替）	○		○	○※1	×	○	○※1	×※1 改修は○	○	○
	ブロック塀耐震化	○	○		○	○	○	○	○	○	○
「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業	改修	○	○※1	○		×	○	×	×	-	×※2 県費なしは○
	除却（建替）	○	×	○	×		○	×	×	-	×※2 県費なしは○
	状況調査	×	○	○	○	○		-	○	-	○
省エネルギー住宅改修補助事業		○	○※1	○	×	×	-		×	-	×※2 県費なしは○
多世代同居・近居推進事業		○	×※1 改修は○	○	×	×	○	×		×	×※2 県費なしは○
ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業		○	○	○	-	-	-	-	×		×※2 県費なしは○
来てふくしま住宅取得支援事業（市町村+県補助）		○	○	○	×※2 県費なしは○	×※2 県費なしは○	○	×	×	×	×※2 県費なしは○

- (注) ※1：「木造住宅等耐震化支援事業」の耐震化工事（改修）と他補助事業（住んでふくしま空き家対策総合支援事業、省エネルギー住宅改修補助事業、多世代同居・近居推進事業）において、補助対象となる工事箇所及び内容が重複（例：耐震化工事で筋交いを入れる壁が他補助事業で補助対象となっている等）しないこと。
- ※2：「来てふくしま住宅取得支援事業」が市町村費のみで実施される場合は、併用を可能とする（県費を含まないこと）。
- ※3：事業を併用するときは、あらかじめ関係市町村及び各建設事務所窓口を確認すること。

住宅の新築・改修に係る国・市町村補助事業と県建築指導課所管補助事業の併用関係一覧表

R5.4.1 福島県建築指導課

【凡例】○:併用可、×:併用不可、-:対象外

				県建築指導課所管補助事業					
主事 体業	目的	事業名	補助対象 事業別	木造住宅等 耐震化支援事業 (既存の耐震改修・建替)	「住んでふくしま」 空き家対策総合支援事業 (中古の改修・建替)	多世代同居・近居 推進事業 (新築・中古取得、改修)	ふくしまの未来を育む 森と住まいのポイント事業 (木材利用の新築)	省エネルギー 住宅改修補助事業 (既存の断熱改修)	来てふくしま 住宅取得支援事業 (新築・中古の取得)
国 事業	省 エ ネ 関 係	・戸建住宅ZEH化等支援事業 ・こどもみらい住宅支援事業	新築	○ ※1	○ ※2	○	○ ※2	-	○ ※2
		・戸建住宅ZEH化等支援事業（再掲） ・こどもみらい住宅支援事業（再掲） ・既存住宅の断熱リフォーム支援事業 ・長期優良住宅化リフォーム推進事業	改修	○ ※1	○ ※2	○	-	○ ※2	○ ※2
（ 国 費 活 用 事 業 含 む ） 市 町 村 事 業	移 住 ・ 定 住	・移住定住促進事業（住まいの確保対策） （被災12市町村を対象とした空き家の改修補助）	賃貸改修	-	○ ※2	-	-	-	-
			取得改修	○ ※1	○ ※2	○ ※2	-	○ ※2	○ ※2
	そ の 他	・その他事業		○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3
備考				※1 工事請負契約が別であること(国の社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)を含むため) ※2 対象経費が重複していないこと ※3 市町村事業の要綱等による					

・住宅エコリフォーム推進事業【R4新規】の併用可否については、国から示されていない。

原則、併用はできません。
ただし、請負工事契約が別、かつ、工期が別である場合は併用できます。

「こどもエコすまい支援事業」「先進的窓リノベ事業」「給湯省エネ事業」も同様です。

はじめに

入力例又は記載例を参考に申請書に必要事項を記入していただくこととなります。「入力用」のシートに入力いただくと申請書のシートに転記されます。

申請書を印刷して手書きしていただいても構いません。申請書は、「申請書（着色あり）」と「申請書（着色なし）」の2種類ありますので、見やすい方を使用してください。

特記事項

この申請書は、福島県が債権者のみなさまへ迅速なお支払いをするために提出していただくものです。

- 1 太枠の中の該当する項目について記入してください。
- 2 先に提出していただいた申請書の内容に変更がある場合は、変更する項目のみを記載し、その理由等を備考欄に併せて記入してください。
- 3 代金等の受領者が申請のみなさまと常時異なる場合は、その受領者名を関連債権者欄に記載し、受領される方もこの申請書を併せて提出してください。
- 4 支払方法に「1」（口座振替）を選択した場合は、口座情報（金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ））の内容を確認するため、預金通帳の写し（表紙及びカナ名義が印字されているページ）又は当座勘定照合表など口座情報が表示されている書類の写しを添付してください。
- 5 債権者本人に代わって県の執行機関が申請する場合は、申請内容（氏名、住所、口座情報等）を確認できるすべての書類を添付してください。
- 6 2年以上お支払いに使用されなかった債権者の登録情報は削除されますので、該当する場合又は不明な場合はあらためて申請書を提出してください。

【入力例】

※ 申請者（債権者）の方は、太字（太枠）の部分のみ入力してください。

【執行機関】

債権者コード	-	← 右の欄には、枝番(01~99)を入力してください。
処理区分		← リストから選択してください。
執行機関名		
電話番号（内線）		
担当者名		

【氏名】

氏名 1	(株) 福島出納建設	← 個人名（氏名）又は法人名を入力してください。
フリガナ(氏名 1)	カフシマスイノウケンセツ	
氏名 2	代表取締役 出納 一郎	← 法人の場合は、代表者名を入力してください。 (役職名と氏名の間、氏名の姓と名の間は1文字あけてください)
フリガナ(氏名 2)	ダイエイサクトリシヨウ イノウ イチロウ	

【住所、電話番号】

住所コード		
郵便番号		← 県外の場合は入力してください。
都道府県	福島県	
区市町村・大字・通称名・町・字・丁目	福島市杉妻町	← 県外の場合は区市町村まで入力してください。
フリガナ(区市町村~丁目)	フクシマシキウサマヰョウ	
番地	2-16	← 県外の場合は大字以下の住所を入力してください。
フリガナ(番地)		
方書	出納ビル	
フリガナ(方書)	スイノウビル	
電話番号	024-521-XXXX	← 市外局番から入力してください。携帯電話の場合、「-」は不要です。

【支払情報】

支払方法	1. 口座振替	← リストから選択してください。
金融機関名	東邦銀行	
店舗名	県庁支店	
金融機関コード		
預金種別	2. 当座預金	← リストから選択してください。
口座番号	1234567	
口座名義人(カナ)	カフシマスイノウケンセツ	
金融機関名(前払金)	東邦銀行	← 公共工事の前払金預託金融機関名・店舗名 (保証事業会社に登録した口座)を入力してください。
店舗名(前払金)	県庁支店	
金融機関コード(前払金)		
預金種別(前払金)	1. 普通預金	← リストから選択してください。通常は1になります。
口座番号(前払金)	1234	

【関連債権者】

氏名		
債権者コード	-	← 右の欄には、枝番(01~99)を入力してください。

【備考】

備考	
----	--

【申請者】

申請年月日	元号	年	月	日
住所	福島県福島市杉妻町2-16 出納ビル			
氏名	株式会社福島出納建設 代表取締役 出納 一郎			
電話番号	024-521-XXXX			

← 法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を入力してください

【担当者（法人の場合のみ入力）】

担当者（所属・氏名）	総務課 出納 二郎
電話番号	024-521-YYYY
E-mail	suitou_jirou@example.co.jp

【記載例】

債権者登録（変更）申請書

福島県財務		債権者登録（変更）申請書	
債権者コード		処理区分	
1. 新規登録 2. 変更			
注：個人名又は法人名を記入してください。			
フリガナ	か) フクシマスイトウケンセツ		
氏名1	(株) 福島出納建設		
注：法人の場合は、代表者名を記入してください。(役職名と氏名の間、氏名の姓と名の間は1文字あけてください)			
フリガナ	た) イビョクトリシマリヤクスイトウイナロウ		
氏名2	代表取締役 出納 一郎		
会社区分	住所コード	郵便番号	
注：都道府県・市区町村・大字・通称名・町・字・丁目（県外の場合は市区町村まで）を記入してください。			
フリガナ	フクシマシマチョウ		注：市外局番から記入してください。
住所	福島県 福島市杉妻町		電話番号 024-521-XXXX
注：番地を記入してください（県外の場合は大字以下の住所を記入願います）			
フリガナ			
番地	2-16		
注：ビル名、アパート名等を記入してください。			
フリガナ	スイトウビル		
方番	出納ビル		
支払方法（1～5のいずれか1つを記入してください）			
1	1. 口座振替 2. 隔地払（支店） 3. 隔地払（他店） 4. 隔地払（郵便局）		
金融機関名	店 舗 名	金融機関コード	
東邦銀行	県庁支店		
預金種別（1、2、9のいずれか1つを記入してください）			
2	1. 普通預金 2. 当座預金 9. 別設・別口		
口座名義人（カナ）			
フリガナ	か) フクシマスイトウケンセツ		
公共工事の前払金預託金融機関名・店舗名（保証事業会社に登録した口座）			
東邦銀行	県庁支店	金融機関コード	
公共工事の前払金預託口座の種別（通常は1になります）			
1	1. 普通預金 2. 当座預金 9. 別設・別口		
金融機関名	店 舗 名	前払金預託口座番号	
東邦銀行	県庁支店	0001234	
関連債権者			
関連債権者コード			
備考			

個人の場合は、氏名1に氏名を記入してください。

①氏名の姓と名の間は1文字あけてください。

⑤氏名1、氏名2、口座名義人のフリガナの濁点「ん」、半濁点「ゃ」は1文字分として記入してください。

⑥口座名義人（カタカナ）が40文字を超える場合は、口座を開設している金融機関にご相談ください。

⑦公共工事等の前金払に使用する預託金融機関名及び店舗名を記入してください。

申請者様（個人）となります（施工会社様ではありません）

②市外局番、局番、番号はそれぞれ「-」でつないでください。携帯番号等は、「-」不要です。

③口座振替、隔地払（支店）及び隔地払（他店）に使用する金融機関名及び店舗名を記入してください。

④口座振替に使用する通帳に記載されている口座番号を記入してください。なお、通帳に記載されている番号が7桁未満の場合は、頭に「0」をつけて7桁として記入してください。

⑧記名のうえ、提出してください。

元号 年 月 日
 (申請者)
 住所 福島県福島市杉妻町2-16出納ビル
 株式会社福島出納建設
 氏名 代表取締役 出納 一郎
 電話番号 024-521-XXXX
 法人の場合は、以下も記入してください。
 担当者 (姓・氏名) 総務課 出納 二郎
 電話番号 024-521-YYYY
 E-mail suitou_jirou@example.co.jp

特記事項

- この申請書は、福島県が債権者のみなさまへ迅速なお支払いをするために提出していただくものです。
- 太枠の中の該当する項目について記入してください。
- 先に提出していただいた申請書の内容に変更がある場合は、変更する項目のみを記載し、その理由等を備考欄に併せて記入してください。
- 代金等の受領者が申請のみならず常時異なる場合は、その受領者名を関連債権者欄に記載し、受領される方もこの申請書を併せて提出してください。
- 支払方法に「1」（口座振替）を選択した場合は、口座情報（金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名義人（カナ））の内容を確認するため、預金通帳の写し（表紙及びカナ名義が印字されているページ）又は当座勘定照合表など口座情報が表示されている書類の写しを添付してください。
- 債権者本人に代わって県の執行機関が申請する場合は、申請内容（氏名、住所、口座情報等）を確認できるすべての書類を添付してください。
- 2年以上お支払いに使用されなかった債権者の登録情報は削除されますので、該当する場合はあらかじめ申請書を提出してください。

(参考様式)

委 任 状

私は都合により ○○ ○○ を代理者と定め、福島県省エネルギー住宅改修補助事業について、補助金交付要綱第7条に基づく補助金の交付申請その他の手続きを委任します。

記

代理者の住所・連絡先

(1) 住所 □□市町村□□□□□□□□番地

(2) 連絡先 (昼間の連絡先)

自宅・勤務先・携帯 電話番号 △△△-△△△-△△△△

(該当するものを○で囲む)

会社名 (勤務先の場合)

△△△-△△△△-△△△△△

所属等 (勤務先の場合)

△△△-△△△△-△△△△△

メールアドレス

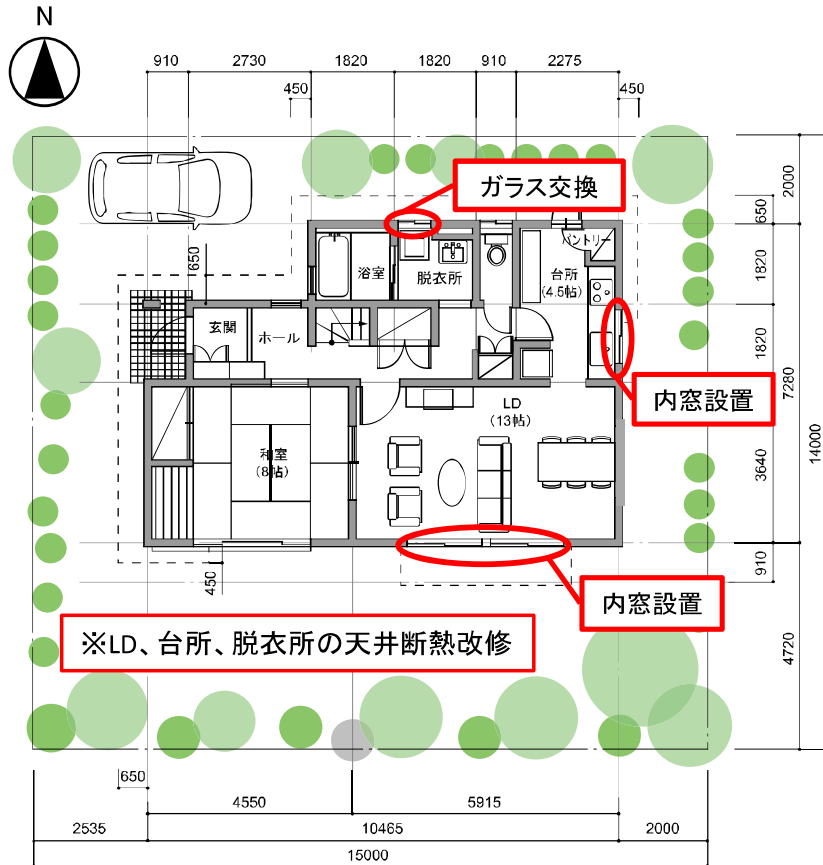
*****@*****.***

令和○年○月○日

住所 ◇◇市町村◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇番地

しめい
氏名 ■ ■ ■ ■

【記載例】
断熱改修工事の内容を記入した図面



■1階平面図

改修内容

室名	部位名	仕様・型番	規格
LD	窓	木製樹脂製建具Low-E複層ガラス(ガス注入されている)〇〇会社××製品	中空層厚さ10mm
	天井	住宅用グラスウール断熱材10K相当	厚さ200mm
台所	窓	木製樹脂製建具Low-E複層ガラス(ガス注入されている)〇〇会社××製品	中空層厚さ10mm
	天井	住宅用グラスウール断熱材10K相当	厚さ200mm
脱衣所	窓	Low-E複層ガラス(ガス注入されている)	中空層厚さ10mm
	天井	住宅用グラスウール断熱材10K相当	厚さ200mm

改修の箇所と仕様（種類・厚さ・型番等）を明示してください。
改修内容は申請書と一致させてください。
図面は手書きでも構いません。

※「こどもエコすまいる支援事業等に登録されている
製品型番も記載願います。



検索

福島県 建築指導課 ホームページ

[くらし・環境](#)[震災・復興](#)[防災・安全](#)[子育て・医療・福祉](#)[観光・文化・教育](#)[しごと・産業](#)[県政情報](#)[ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [建築指導課](#) > 令和5年度「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」第1回募集結果のお知らせ

令和5年度「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」第1回募集結果のお知らせ

[ツイート](#)[いいね! 11](#)[印刷用ページを表示する](#)

掲載日：2023年8月24日更新

第1回募集結果について

令和5年度「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」の第1回募集結果は以下のとおりです。

募集期間 令和5年7月24日（月）～令和5年8月23日（水）

募集戸数 170戸

応募戸数 50戸

応募戸数が募集戸数未満のため、抽選は行いません。

募集期間中にエントリーシートを提出された応募者全員を当選とします。（（一財）ふくしま建築住宅センターより、別途文書にて通知します。）

また、交付申請書類作成方法の説明会を実施します。詳細については別途発送する文書をご確認ください。

なお、第2回募集の実施については、県HP及び（一財）ふくしま建築住宅センターHPで改めてお知らせします。

【お知らせ】令和5年度から補助要件・補助金額等が変更となりました。

令和5年度から、補助対象事業や経費、補助要件等が変更となりました。事業の概要は下記のとおりです。詳細は補助金交付要綱をご覧ください。

※令和4年度と補助要件等が変わりますのでご注意ください。

事業リーフレット

4 補助対象経費

○省エネ診断

- ・住宅の省エネ診断のための費用
- ・BELSの評価・認証を受けるための費用

○省エネ改修（※モデル工事費の定めがあるものはモデル工事費が上限）

- ・開口部の断熱化に係る改修費用（窓・ガラス交換、内窓設置、ドア交換）
- ・躯体等の断熱化に係る改修費用（外壁・屋根・天井・床の断熱化）
- ・設備の効率化に係る改修費用（高断熱浴槽・高効率給湯器・節湯水栓・LED照明等の設置）

5 主な補助要件

- ・県内に所在する住宅であること（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む）
- ・同一住宅に対する補助金の交付は、省エネ診断及び省エネ改修について**それぞれ1回限り**
- ・省エネ改修を行う住宅は次に該当するもの
 - 1.地震に対する安全性が別表1-2に定めるいずれかの方法により確認できること
 - 2.現にZEH水準を満たしていないもの

※補助を受けるためにはこのほかにも要件があります。詳細は[補助金交付要綱](#)をご覧ください。

6 補助の内容（概要）

事業種別		補助対象	補助要件	対象経費	補助率	補助額（上限） [地域2,3の場合]※1	加算額（上限）
省エネ診断		戸建住宅	—	・省エネ診断に要する費用 ・BELSの認証に要する費用	2/3	22千円	—
省エネ改修※2	全体改修	省エネ基準	戸建住宅※3	省エネ改修に要する費用 ・開口部及び躯体等の断熱化に係る費用 ・設備の効率化に係る費用※4	23% 「省エネ改修に係る工事費」又は「モデル工事費の合計」のいずれか低い額に対する割合。	766千円 [950千円]	200千円※5以下の全ての室の外気に面する部分の断熱改修を行う場合。 1.居間、台所及び食堂 2.脱衣所 3.上記以外で改修する室
		ZEH水準				1,025千円 [1,200千円]	
	部分改修	省エネ基準	766千円 [950千円]				
		ZEH水準	1,025千円 [1,200千円]				

※1 県内の地域区分は、[地域区分表](#)参照

※2 現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあつてはZEH水準を満たすよう改修を行うものに限る

※3 省エネ改修を行う住宅は次に該当するもの

- ・地震に対する安全性が別表1-2に定めるいずれかの方法により確認できること
- ・現にZEH水準を満たしていないもの

※4 設備の効率化に係る費用は開口部及び躯体等の断熱化に係る費用と同等以下

※5 補助対象事業費に補助率を乗じて得た額又は補助額（上限）のいずれか低い額が上限

7 申請手続きについて

主な事業の流れ

[フロー \[PDFファイル/53KB\]](#)

募集期間

第1回 令和5年7月24日（月）～ 令和5年8月23日（水）※終了しました

第2回 令和5年9月11日（月）～ 令和5年9月26日（火）（募集戸数150戸程度（調整中） 抽選日：10月上旬（予定））

※ 募集スケジュールの詳細は、[（一財）ふくしま建築住宅センターホームページ](#)を御確認ください。

申請方法

- ・ 補助要件に専門的な内容を含みますので、まずは工務店や設計者へ御相談ください。
- ・ 募集期間中にエントリーシートを最寄りの申請窓口へ提出（郵送又は持参）してください。
- ・ エントリーシートの様式は [（一財）ふくしま建築住宅センターホームページ](#)よりダウンロードしてください。
- ・ エントリーシートの提出は1つの住宅につき1枚のみとなります。
- ・ 応募者多数の場合は抽選となります。
- ・ 抽選の結果、当選された方は、所定の書類を添えて補助金交付申請書を最寄りの申請窓口へ提出（郵送又は持参）してください。
- ・ 当選者が募集スケジュールに記載されている期限までに補助金交付申請書を提出しない場合、当選の権利を失います。
- ・ 補助金交付決定前に事業が完了する場合は補助対象外となります。

申請窓口 （（一財）ふくしま建築住宅センター）

窓口	住所	電話番号
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター1F	024-573-0121
県中事務所	〒963-8851 郡山市開成5丁目10-5	024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3F	0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢2丁目1-17	0242-38-3611

本事業に関する要綱等

[福島県省エネルギー住宅改修補助事業 補助金交付要綱](#)

[別表1-1（改修工事の種類・仕様）](#)

[別表1-2（地震に対する安全性の確認方法）](#)

[別表2（補助金額）](#)

[別表3（提出書類一覧）](#)[参考（地域区分表）](#)[県補助事業の併用関係一覧](#)[国事業との併用関係表](#)[対象製品の検索（住宅省エネキャンペーン対象製品検索ページ）](#)

申請書の様式等（※必ず今年度の様式を使用してください）

[補助金交付申請書（第1号様式）](#) [Excelファイル/139KB][その他様式（第2号～第10号）](#) [Wordファイル/67KB][債権者登録申請書](#) [Excelファイル/538KB] ※債権者登録についての詳細はこちら[（参考様式）委任状](#) [Wordファイル/19KB][（参考）平面図](#) [PDFファイル/224KB][（参考）見積書・通帳写し](#) [PDFファイル/244KB]

事業に関するお問い合わせ窓口（問い合わせ先は事業フロー参照）

○受付・提出書類に関すること

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター（本部）
〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F
Tel：024-573-0118 FAX：024-573-0160

○補助制度に関すること

福島県土木部建築指導課 民間建築担当
〒960-9670 福島市杉妻町2番16号
Tel：024-521-7529 FAX：024-521-8049

8 Q&A

[よくある質問](#) [PDFファイル/379KB]

9 その他

住宅リフォームの減税については、[一般社団法人住宅リフォーム推進協議会](#)ホームページを御確認ください。

県内の省エネルギー技術講習会合格者は、[住宅省エネルギー技術講習会](#)ホームページを御確認ください。

福島県庁（県庁へのアクセス）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 Tel：024-521-1111(代表) E-mail：
kouho@pref.fukushima.lg.jp

[個人情報取り扱いについて](#) | [リンク・著作権・免責事項などについて](#) |
[福島県ホームページについて](#) | [RSS配信について](#) | [福島県の広告事業について](#)

Copyright © 2014 Fukushima Prefecture.All Rights Reserved.

住宅省エネキャンペーンの ホームページ

The screenshot displays the homepage of the '住宅省エネ 2023キャンペーン' (Residential Energy Saving 2023 Campaign) website. The main heading is '対象製品の検索' (Search for Target Products). A search bar at the top contains the text '検索キーワードを入力してください' (Please enter search keywords). Below the search bar, there are navigation links for 'TOP', 'キャンペーンについて', 'よくあるご質問', and 'ツールダウンロード'. A search button labeled '検索' is also present. On the right side, there are links for '総合TOP', 'こどもエコすまいる', '先進的窓リノベ', and '給湯省エネ'.

The main content area is titled '対象製品の検索' (Search for Target Products). It features a search bar with the text '我が家の断熱窓検索' (Search for insulation windows in my home). Below this, there are two main categories of products:

- 開口部の改修** (Renovation of openings): This category includes buttons for 'ガラス' (Glass), '外窓' (Outer window), '内窓' (Inner window), and 'ドア' (Door).
- 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修** (Renovation of exterior walls, roof, ceiling, or floor insulation): This category includes a button for '断熱材' (Insulation material).

Below these categories, there is a search bar with the text '我が家の断熱窓検索' and a note: '※窓の対象地域区分の検索はこちらです。 ※地域によって対象となる製品が異なります。' (Please search for the target area division of windows here. The target products vary by area). Below this, there are two more categories:

- エコ住宅設備の設置** (Installation of eco-friendly home equipment): This category includes buttons for '太陽熱利用システム' (Solar heat utilization system) and '節水型トイレ 掃除しやすいトイレ' (Water-saving toilet, easy-to-clean toilet).
- 子育て対応改修** (Renovation for child-friendly homes): This category includes buttons for 'ビルトイン食器洗機' (Built-in dishwasher) and '掃除しやすいレンジフード' (Easy-to-clean range hood).

A red box highlights the search bar and the '開口部の改修' category. A red arrow points from the text '検索したい部材をクリック' (Click on the material you want to search for) to the '開口部の改修' category. A red box also highlights the '我が家の断熱窓検索' search bar and the 'エコ住宅設備の設置' category.

対象製品の検索

我が家の断熱窓検索

対象製品の検索

開口部の改修

- ガラス
- 内窓
- 外窓
- ドア

外壁・屋根・天井又は床の断熱改修

- 断熱材

エコ住宅設備の設置

- 太陽熱利用システム
- 節水型トイレ
掃除しやすいトイレ

開口部の改修（ガラス）

対象製品の検索について

- 製造・輸入業者名、メーカー名は「株式会社」・「有限会社」を除く五十音順で表示しております。
- 対象製品であっても一部表示されない製品がありますので、製品に関する詳細は各メーカーにお問い合わせください。
- 製品型番は、住宅省エネ2023キャンペーン用に登録されたものであり、各メーカーのカタログ等に記載された品番とは、異なるケースがあります。

断熱等

防音

防災

断熱等+防災

絞り込み検索

(スクロール)

対象製品の検索

開口部の改修

- ガラス
- 内窓
- 外窓
- ドア

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

- 断熱材

エコ住宅設備の設置

- 太陽熱利用システム
- 節水型トイレ
掃除しやすいトイレ
- 高断熱浴槽
- 高効率給湯器
- 節湯水栓
- 蓄電池

子育て対応改修

- ビルトイン食器洗機
- 掃除しやすいレンジフード
- ビルトイン自動調理
対応コンロ（ガス）
- ビルトイン自動調理
対応コンロ（IH）

● 製品型番は、住宅省エネ2023キャンペーン用に登録されたものであり、各メーカーのカタログ等に記載された品番とは、異なるケースがあります。

断熱等

防音

防災

断熱等+防災

型番がわかるときは
ここに入力して検索

絞り込み検索

製品型番で絞り込む

※製品型番の絞り込みは先頭一致です。

※該当の型番が確認できない場合、メーカー名を選択する前に、「製品型番で絞り込む」から型番を入力して検索してください。

検索する

詳しい条件で絞り込む

詳しい条件で絞り込む

※グレードコードは、ガラスの断熱等の性能を表す記号です。

- 総合TOP
- 子どもエコすまい
- 先達師 窓リノベ
- 経済省エネ
- お問い合わせ

(スクロール)

メーカー名で検索するときはこちら

我が家の断熱窓検索 🔍

対象製品の検索

開口部の改修

- ▶ ガラス
- ▶ 内窓
- ▶ 外窓
- ▶ ドア

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

- ▶ 断熱材

エコ住宅設備の設置

- ▶ 太陽熱利用システム
- ▶ 節水型トイレ
掃除しやすいトイレ
- ▶ 高断熱浴槽
- ▶ 高効率給湯器
- ▶ 節湯水栓
- ▶ 蓄電池

子育て対応改修

- ▶ ビルトイン食器洗機
- ▶ 掃除しやすいレンジフード
- ▶ ビルトイン自動調理
対応コンロ（ガス）
- ▶ ビルトイン自動調理
対応コンロ（IH）

詳しい条件で絞り込む +

※グレードコードは、ガラスの断熱等の性能を表す記号です。

ALL あ か さ た な は ま や ら わ

▶ IGウインドウズ株式会社

対象一覧

▶ 有限会社アイ・デイ

対象一覧

▶ 株式会社石崎本店

対象一覧

▶ A G C 株式会社

対象一覧

▶ 株式会社小国硝子商会

対象一覧

▶ 株式会社サンシバ複層

対象一覧

▶ セコム株式会社

対象一覧

▶ セントラル硝子株式会社【2023年4月1日よりセントラル硝子プロダクツ（株）】

対象一覧

▶ 株式会社中村加工所

対象一覧

我が家の断熱窓検索

検索結果 324件

対象製品の検索

開口部の改修

- ガラス
- 内窓
- 外窓
- ドア

外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

- 断熱材

エコ住宅設備の設置

- 太陽熱利用システム
- 節水型トイレ
掃除しやすいトイレ
- 高断熱浴槽
- 高効率給湯器
- 節湯水栓
- 蓄電池

子育て対応改修

- ビルトイン食器洗機
- 掃除しやすいレンジフード
- ビルトイン自動調理
対応コンロ（ガス）
- ビルトイン自動調理
対応コンロ（IH）
- 浴室乾燥機
- 宅配ボックス

バリアフリー改修

- 衝撃緩和畳

空気清浄機能・換気機能付き
エアコン

※サッシとの組み合わせにより、補助対象事業や補助額が異なります。
詳しくは、リフォーム事業者にご確認ください。

メーカー名	製品名	製品型番	サイズ (L~X)	ガラス仕様名	グレードコード	補助事業		
						こどもエコ	窓リノベ	給湯省エネ
AGC株式会社	サンバランス	AGSUNLAGEL	L	Low-E 複層ガラス	GE	※	※	×
AGC株式会社	サンバランス	AGSUNLAGEM	M	Low-E 複層ガラス	GE	※	※	×
AGC株式会社	サンバランス	AGSUNLAGES	S	Low-E 複層ガラス	GE	※	※	×
AGC株式会社	サンバランス	AGSUNLAGFL	L	Low-E 複層ガラス	GF	※	※	×
AGC株式会社	サンバランス	AGSUNLAGFM	M	Low-E 複層ガラス	GF	※	※	×
AGC株式会社	サンバランス	AGSUNLAGFS	S	Low-E 複層ガラス	GF	※	※	×
AGC株式会社	サンバランス	AGSUNLAGGL	L	Low-E 複層ガラス	GG	※	※	×
AGC株式会社	サンバランス	AGSUNLAGGM	M	Low-E 複層ガラス	GG	※	※	×

我が家の断熱窓検索

検索結果 140件

対象製品の検索

開口部の改修

- ① ガラス
- ② 内窓
- ③ 外窓
- ④ ドア

外壁・屋根・天井又は床の断熱改修

- ① 断熱材

エコ住宅設備の設置

- ① 太陽熱利用システム
- ② 節水型トイレ
掃除しやすいトイレ
- ③ 高断熱浴槽
- ④ 高効率給湯器
- ⑤ 節湯水栓
- ⑥ 蓄電池

子育て対応改修

- ① ビルトイン食器洗機
- ② 掃除しやすいレンジフード
- ③ ビルトイン自動調理
対応コンロ（ガス）
- ④ ビルトイン自動調理
対応コンロ（IH）
- ⑤ 浴室乾燥機
- ⑥ 宅配ボックス

バリアフリー改修

メーカー名	製品名・製品愛称	製品型番	断熱材区分 (A-1~F)	厚さ(ミリ)	熱抵抗値	厚さ(ミリ)
旭ファイバー グラス株式会社	アクリア+16K	1AFGACPLUS16K-105	C	105	2.8	
旭ファイバー グラス株式会社	アクリアEブロー 10K	1AFGAEB1052	A-1		0	
旭ファイバー グラス株式会社	アクリアEブロー 20K	1AFGAEB2040	C		0	
旭ファイバー グラス株式会社	アクリアEブロー 22K	1AFGAEB2238	C		0	
旭ファイバー グラス株式会社	アクリアR45	1AFGACMR45-170	C	170	4.5	
旭ファイバー グラス株式会社	アクリアR57	1AFGACMR57-200	C	200	5.7	
旭ファイバー グラス株式会社	アクリアUボー ド N T24K	1AFGACUNT24K-120	C	120	3.3	
旭ファイバー						